

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成27年5月28日(2015.5.28)

【公表番号】特表2014-513467(P2014-513467A)

【公表日】平成26年5月29日(2014.5.29)

【年通号数】公開・登録公報2014-028

【出願番号】特願2014-503595(P2014-503595)

【国際特許分類】

H 04 W 74/08 (2009.01)

H 04 W 72/04 (2009.01)

【F I】

H 04 W 74/08

H 04 W 72/04 1 1 1

【手続補正書】

【提出日】平成27年4月6日(2015.4.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

無線通信システムでの端末のランダムアクセス手続き制御方法において、

プライマリセル又はセカンダリ上からランダムアクセスプリアンブルを伝送する段階と

前記ランダムアクセスプリアンブルの伝送回数に基づいて、ランダムアクセス問題が感知されたか決定する段階と、

もし、前記ランダムアクセスプリアンブルが前記プライマリセルから伝送された場合、前記ランダムアクセス問題を上位階層に指示する段階と、

もし、前記ランダムアクセスプリアンブルが前記セカンダリセルから伝送された場合、前記ランダムアクセス手続きが失敗して完了したものと決定する段階と

を含むことを特徴とするランダムアクセス手続き制御方法。

【請求項2】

もし、前記ランダムアクセス問題が前記プライマリセル上から感知された場合、無線資源制御 (radio resource control, RRC) 連結再設立 (connection re-establishment) 手続きを実行する段階をさらに含むことを特徴とする請求項1記載のランダムアクセス手続き制御方法。

【請求項3】

もし、前記ランダムアクセス問題が前記プライマリセル上から感知されて解決されなかった場合、前記RRC連結再設立手続きを実行する段階をさらに含むことを特徴とする請求項2記載のランダムアクセス手続き制御方法。

【請求項4】

前記RRC連結再設立手続き実行段階は、

もし、前記ランダムアクセス問題が前記プライマリセル上から感知された場合、タイマーを始める段階と、

前記タイマーが満了すると、前記RRC連結再設立手続きの実行を中止する段階とをさらに含むことを特徴とする請求項3記載のランダムアクセス手続き制御方法。

【請求項5】

前記ランダムアクセス手続きが失敗して完了したものと決定する段階は、もし、前記ランダムアクセスプリアンブルが前記セカンダリセル上から伝送された場合、前記ランダムアクセス手続きを中止する段階をさらに含むことを特徴とする請求項1記載のランダムアクセス手続き制御方法。

**【請求項6】**

前記ランダムアクセス問題は、前記基地局からランダムアクセス応答が受信されない場合に感知されることを特徴とする請求項1記載のランダムアクセス手続き制御方法。

**【請求項7】**

無線通信システムの端末において、  
基地局と信号を送受信する送受信部と、  
プライマリセル又はセカンダリ上からランダムアクセスプリアンブルを伝送し、前記ランダムアクセスプリアンブルの伝送回数に基づいて、ランダムアクセス問題が感知されたか決定し、もし前記ランダムアクセスプリアンブルが前記プライマリセルから伝送された場合、前記ランダムアクセス問題を上位階層に指示し、もし前記ランダムアクセスプリアンブルが前記セカンダリセルから伝送された場合、前記ランダムアクセス手続きが失敗して完了したものと決定するように制御する制御部と  
を含むことを特徴とする端末。

**【請求項8】**

前記制御部は、  
もし、前記ランダムアクセス問題が前記プライマリセル上から感知された場合、無線資源制御（radio resource control, RRC）連結再設立（connection re-establishment）手続きを実行するように制御することを特徴とする請求項7記載の端末。

**【請求項9】**

前記制御部は、  
もし、前記ランダムアクセス問題が前記プライマリセル上から感知されて解決されなかった場合、前記RRC連結再設立手続きを実行するように制御することを特徴とする請求項8記載の端末。

**【請求項10】**

前記制御部は、  
もし、前記ランダムアクセス問題が前記プライマリセル上から感知された場合、タイマーを始め、前記タイマーが満了すると、前記RRC連結再設立手続きの実行を中止するように制御することを特徴とする請求項9記載の端末。

**【請求項11】**

前記制御部は、  
もし、前記ランダムアクセスプリアンブルが前記セカンダリセル上から伝送された場合、前記ランダムアクセス手続きを中止するように制御することを特徴とする請求項7記載の端末。

**【請求項12】**

前記ランダムアクセス問題は、前記基地局からランダムアクセス応答が受信されない場合に感知されることを特徴とする請求項7記載の端末。